

## ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2 8.2(5)の修正(通知)

ASIAGAP 総合規則 Ver.2.2（以下、「ASIAGAP GR」という）は、GFSI 承認プログラムであるため、GFSI のベンチマーク要求事項を満たす必要があります。

ASIAGAP 総合規則の内容に、一部 GFSI のベンチマーク要求事項を満たさない部分があるため、下記の通り修正いたします。

### 記

#### 1. ASIAGAP 総合規則 8.2 (5) b) （14 ページ 36 行目から 38 行目）

「団体認証は、7.2(3)に基づき、認証機関が判定する。ただし、認証機関は、是正終了後に団体構成農場が団体から離脱した場合、その離脱した状態での不適合件数でその認証の取得、一時停止、または取消しの判断をしなければならない。」

について削除し、8.3 (4) に次の内容を追加する。

「団体認証は、7.2(3)に基づき、認証機関が判定する。ただし、団体全体または団体事務局、団体を構成する農場・農産物取扱い施設等において認証の信頼性に疑義が生じる重大な不適合があった場合、適切に是正処置が完了するまで、団体を構成する全ての農場、農産物施設等を含む団体全体が認証を取得することができない。これまでに認証を行っている場合、認証機関はその認証を中断または撤回するプロセスを開始しなければならない。」

#### 2. 適用日

上記、1.の適用は、2020 年 4 月 1 日からとする。

以上